

第3次 大田市地域福祉計画 地域福祉活動計画

令和3（2021）年度～令和6（2024）年度

『だれもが住みよい「暮らし」をつくる』
～共に生き、共につながる大田市をめざして～

令和3年3月

大 田 市
大田市社会福祉協議会



ごあいさつ

大田市長 楫野弘和

大田市では、第2次大田市総合計画の中で『子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち“おおだ”』を将来像とし、その実現に向けた基本姿勢として、子どもから高齢者まで、年齢、性別、職業、国籍などを問わず、様々な人が、語り合い、力を合わせ、共に行動していく『共創』によるまちづくりを掲げています。

こうした基本姿勢のもと、大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、『だれもが住みよい「暮らし」をつくる』ことを基本理念とし、福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置づけられるものです。

近年、人口減少や少子高齢化の進行など社会環境が変化し、家庭や地域などにおける支え合いの基盤が弱まってきています。

また、これまで、子ども・障がいのある人・高齢者など分野ごとに制度やサービスの整備・充実が図られてきましたが、近年は地域における生活課題が多様化・複雑化してきており、分野ごとの制度やサービスでは対応できない『制度の狭間』の問題が顕在化しています。

こうしたことから、住民が生きがいと役割を持ち、お互いに支え・助け合う「地域共生社会」の構築が求められています。

さらに、昨年6月に社会福祉法が改正され、これまでの縦割りの相談対応から、分野や世代、相談内容に関わらず、世帯全体の課題を包括的に受け止めるとともに、就労や居場所といった「参加支援」などの段階においても、市内の関係機関が連携・協働して、一体的に支援を行う重層的な体制整備が求められています。

なお、これまでは市が作成する地域福祉計画と市社会福祉協議会が作成する地域福祉活動計画は別計画として作成してきましたが、第3次計画では、それぞれの特徴を活かしながら一体的に作成することとし、「第3次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として一本化することとしました。

また、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」と「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、「成年後見制度利用促進計画」と「地方再犯防止推進計画」の策定が市町村の努力義務とされたこと、またこの2つの分野は、地域における大きな生活課題であることから、第3次計画では、この両計画を包含する計画として策定しています。

大田市が掲げる将来像には、「何かをやるという時には、みんなと一緒にやろう、応援しようという雰囲気があるまち、そして、いきいきとしている大人の横では子どもたちが笑い、様々な人がつながって、いろいろな夢を抱き、夢が実現する、そういうまちを目指そう」という思いが込められています。

これは、まさに「地域共生社会」の実現につながるものでもあります。

終わりに、この計画の策定にあたってご尽力いただきました第3次計画策定委員会委員長の島根大学加川充浩准教授をはじめ、策定委員会の皆様、ヒアリングにご協力いただきました団体・事業者の皆様、ワークショップにご参加いただいた皆様、また貴重なご意見をいただきました関係機関や市民の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

令和3年3月



ごあいさつ

社会福祉法人 大田市社会福祉協議会
会 長 西 村 俊 二

近年、急速に進む少子高齢化と併せて、核家族化、単身世帯の増加により家族や地域で支え合う力の弱体化や住民相互のつながりの希薄化が進むなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきています。

また、こうした生活環境の変化から、社会的孤立によるひきこもりや8050問題、生活困窮世帯の増加など、地域生活課題は多様化、複合化し、既存の制度やサービスでは解決が困難な事例が増加しています。

これらの課題に対応するためには、個別の地域生活に寄り添い、分野を超えて関係機関・団体の相互連携・協働による谷間のない包括的な相談支援体制の構築が必要です。

このような地域生活課題の解決に向け、本会の第3次地域福祉活動計画の策定については、大田市が策定する「地域福祉計画」と一体的な計画として策定し、同じ理念や方向性の下で相互の連携と協働をより一層強化し、大田市の地域福祉を推進していくことと致しました。

本計画により、地域共生社会の実現を図るため、地域社会のつながりと支え合いによる地域づくりをはじめ、制度の挟間や支援につながりにくい孤立した世帯に対しての相談支援体制の構築や必要な環境整備と重層的な支援体制の整備に取り組む、地域生活課題の解決を図ります。

また、地域生活課題の解決には専門職だけでなく、地域のあらゆる社会資源、人材など地域福祉の主体である地域住民の皆様のご理解とご支援は不可欠であり、引き続きご協力をお願い申し上げます。

今後は本計画を基に、住み慣れた地域で共に生き、共につながることにより「だれもが住みよい暮らしをつくる」ことを目指して、住民主体の地域福祉を皆様と共に推進して参ります。

最後に、本計画の策定に関しまして、ご指導、ご協力をいただきました方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せ下さいました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月



大田市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画の策定にあたって

大田市地域福祉計画・
地域福祉活動計画策定委員会委員長

加 川 充 浩

この度、「第3次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画は、名称のとおり、二つの計画から構成されます。一つは、社会福祉法に規定される地域福祉計画です。これは行政計画です。2018年度には社会福祉法が改正され、策定は市町村の努力義務となりました。もう一つは、地域福祉活動計画です。これは、社会福祉協議会が策定する計画です。全国的には、1980年代頃から、各地の社会福祉協議会で策定されてきました。本計画の構成では、両計画を明確に分けていません（何ページまでが行政の地域福祉計画です、というようにはなっていません）。行政計画と社協計画が一体となり、計画書となっています。なお、策定過程では、大田市と大田市社会福祉協議会が合同で事務局を設けました。

以下では、第3次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の特徴について、2点、述べます。

第一には、住民参加による福祉のまちづくりを展開することを最重視していることです。これは、第1次計画から不変です。まず、住民の皆さんが、それぞれの地域の課題を発見する。次に、解決策を考える。最後に、解決のための活動に取り組む。そのような住民活動の進め方を盛り込んであります。また、住民の皆さんが活動の途中で困難を感じられることもあると思います。そうしたとき、行政・市社協が行う支援内容が記載されています。ですので、住民の皆さんには、地域福祉活動を行う際の手助けとなる計画と捉えていただけるとありがたいです。

第二には、総合相談体制の構築を目標としています。総合相談体制を強化していくことは、2021年度以降の大田市の重要課題です。総合相談では、特に二つのことが重視されます。一つは、住民と専門職とが参加した課題解決の場を設けることです。例えば、8050問題を抱える世帯が地域で生活しているとします。80歳の認知症高齢者と50歳代の引きこもりの息子が同居している。しかし、支援を受けていないといった例です。専門職が支援することはもちろん必要です。加えて、地域住民の見守りがあれば、こうした世帯の生活がよりよくなる場合があります。総合相談拠点では、専門職と地域住民の力を引き出すような支援を行います。そうした支援事例を積み重ねることで、地域の福祉力が向上していくと考えられます。二つめは、専門職の連携です。8050問題を抱えるような世帯は、複数の困りごとを持つことが多いです。複数の課題に対応するためには、複数の専門職が関わることを求められます。総合相談拠点には、調整力を持ったソーシャルワーカー（社会福祉士など）を配置し、支援を展開することが期待されます。

その他にも、罪を犯した人への支援について新たに項目を設けました。成年後見制度を促進するための中核機関設置も本計画で扱っています。従来と比較しても、地域福祉計画・地域福祉活動計画の役割が、より大きくなったと言えます。

最後になりましたが、本計画の策定に関わっていただいた市民の皆さまに感謝申し上げます。この計画が大田市の地域福祉の推進に資することになれば幸いです。

令和3年3月

「第3次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」目次

1. 第3次計画策定にあたって

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画について	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 大田市の現状と課題	3
(4) 計画の推進体制	24

2. 基本的な考え方

(1) 基本理念	25
(2) 基本方針	25
(3) 第3次計画のめざすべき方向性	26
(4) 計画の体系	28
(5) 数値目標	29

3. 進めるべき方策

(1) 基本方針1 人づくり・地域づくりの推進	31
(2) 基本方針2 包括的な支援体制の構築	44
(3) 基本方針3 福祉サービスが利用しやすい環境づくり	48
(4) 基本方針4 生活課題の解決に向けた取組みの推進	55
(5) 基本方針5 安心して暮らし続けることができるまちづくり	70

<資料編>

・用語解説	75
・策定委員会名簿	77
・策定の経緯	78
・ワークショップまとめ	80
・アンケート結果	82